

適格請求書発行事業者の登録申請について

2023（令和5年）年10月から、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始します。同制度においては、仕入税額控除の要件となる適格請求書等を交付する事業者となるには、事前に税務署へ申請して課税事業者であることを登録することが求められています。なお、適格請求書発行事業者の登録申請については、国税庁等のホームページをご確認のうえ、必要に応じてご対応ください。

[インボイス制度の概要 | 国税庁](#)

本学においては、適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、以下のとおりお知らせします。

適格請求書発行事業者登録番号	:	T3100005006723
氏名又は名称	:	国立大学法人信州大学
本店又は主たる事業所の所在地	:	長野県松本市旭3丁目1番1号

※適格請求書発行事業者公表サイトからご確認いただくこともできます。

[インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト | 国税庁](#)